

カナダ
意匠規則

SOR/2018-120により2022年3月4日最終改正

2023年5月29日版

目次

解釈

第1条 定義

第1部 一般的適用の規則

通知

第2条 書面による通知

第3条 書面によって提出されない通知

第4条 書類，情報又は手数料の提出

第5条 みなし受領一庁

第6条 電子的手段による通知

第7条 郵便宛先

第8条 出願に関する書面による通知

第9条 書類提示の仕様

第10条 英語又はフランス語によらない資料

第11条 異議申立の受領

庁に対する代理

第12条 代理人の任命権限

登録簿

第13条 所定の情報及び陳述

出願

第14条 意匠の表示についての要件

第15条 写真又は複製物の提示

第16条 名称及び郵便宛先

第17条 形状，構成，模様及び装飾の特徴

第18条 任意の記載

第19条 ハーグ出願

第20条 1出願1意匠

出願日

第21条 ハーグ出願に対する非適用

審査

第22条 登録可能性

第23条 早期審査

第24条 遅延登録

補正

第25条 出願の補正期限

優先権

第26条 ハーグ出願に対する非適用

第27条 先に提出された出願の謄本

第28条 優先権主張の取下

第29条 みなし措置－分割出願

第30条 国際登録の優先権の効力

新規な意匠

第31条 意匠法第8.2条(1)(c)の非適用

公衆の利用に供された出願及び書類

第32条 所定の日付

排他権の維持

第33条 所定の期間

名称又は住所の移転及び変更

第34条 移転を記録又は登録するための請求

第35条 名称又は住所の変更

期間延長

第36条 所定の日

手数料

第37条 役務についての手数料

第38条 超過手数料の返還

第39条 手数料の権利放棄

第2部 ハーグ協定の履行

登録簿

第40条 意匠法第3条の非適用

ハーグ出願

第41条 出願

出願日

第42条 意匠法第4条(3)の非適用

拒絶

第43条 拒絶の通知

ハーグ登録

第44条 意匠法第6条(2)の非適用

優先権

第45条 意匠法第8.1条(1)から(3)までの非適用

公衆の利用に供された出願及び書類

第46条 ハーグ協定第10条(5)

排他権の存続

第47条 意匠法第10条の非適用

移転

第48条 意匠法第13条(2)から(6)までの非適用

第49条 証明

不服申立又は無効

第50条 意匠法第22条から第24条までの非適用

訂正

第51条 訂正拒絶の通知

期間の延長

第52条 意匠法第21条の非適用

経過規定

第53条 旧規則の定義

第54条 廃止

第55条 発効

附則

解釈

定義

第1条 以下の定義は、本規則において適用する。

「意匠法」とは、意匠法をいう。

「出願」とは、意匠登録出願をいう。

「長官」とは、特許庁長官をいう。

「共通規則」とはハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則をいい、時折なされた如何なる改正も含める。

「登録日」とは、ハーグ登録の対象である意匠に関して、第44条(4)に基づいて定められている登録日をいう。

「分割出願」とは、第20条(2)に従って提出された出願をいう。

「ハーグ協定」とは、1999年7月2日にジュネーブで採用された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)をいい、時折なされたカナダが当事国となる如何なる改正及び改訂も含める。

「ハーグ出願」とは、第41条(1)に言及されている出願をいう。

「ハーグ登録」とは、第44条(3)に言及されている登録をいう。

「所有者」とは、自身の名義で国際登録が国際登録簿に記録されている者をいう。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

「国際意匠公報」とは、国際事務局が、ハーグ協定又は共通規則に規定されている刊行物を発行する定期刊行物をいう。

「国際登録簿」とは、国際事務局によって保管維持されている国際登録に係るデータの公式な収納物をいう。

「国際登録」とは、ハーグ協定に従ってなされた意匠の国際登録をいう。

「カナダを指定する国際登録」とは、カナダが指定締約国であるハーグ協定第5条(1)(v)に基づく表示を含む国際出願から生じる国際登録をいう。

「庁」とは、カナダ知的所有権庁をいう。

第1部 一般的適用の規則

通知

書面による通知

第2条 大臣又は長官向けの書面による通知は、「意匠局」を宛先としなければならない。

書面によって提出されない通知

第3条 大臣及び長官の何れも、書面によって提出されない通知を考慮することを要求されない。

書類、情報又は手数料の提出

第4条 大臣又は長官へ提出される如何なる書類、情報又は手数料も、意匠法第24.1条(1)に基づく電子的手段によって提出されない限り、庁又は、その目的のために認められると大臣若しくは長官によって指定される施設へ、物理的な配送手段によって、提出されなければならない。

みなし受領—庁

第5条(1) 庁への物理的な配送手段によって提出される書類、情報又は手数料は、大臣又は長官によって、以下の日に、受領されたとみなされる。

(a) 庁が公衆に対して開庁しているときにそれらが配送される場合は、それらが庁へ配達された日、及び

(b) 庁が公衆に対して閉庁しているときにそれらが配送される場合は、庁が公衆に対して次に開庁する最初の日

みなし受領—指定施設

(2) 指定施設へ物理的な配送手段によって提出される書類、情報又は手数料は、大臣又は長官によって、以下の日に、受領されたとみなされる。

(a) 施設が公衆に対して開放しているときに、それらが配送される場合で、

(i) それらが配送される日のすべて又は一部にわたって庁が公衆に対して開庁している場合には、その日、及び

(ii) その他の場合では、庁が公衆に対して次に開庁する最初の日、並びに

(b) 施設が公衆に対して閉鎖しているときにそれらが配送される場合は、施設が公衆に対して次に開放する日又はそれ以降で、庁が公衆に対して次に開庁する最初の日

みなし受領—電子的手段

(3) 意匠法第24.1条(1)に基づく電子的手段によって提出される書類、情報又は手数料は、庁が所在する場所の現地時刻に従って、庁がそれらを受領した日に受領されたものとみなされる。

電子的手段による通知

第6条 大臣又は長官が、特別な電子的手段によって利用可能な通知を、当該手段によって通知を受領することに同意した者に対してなす場合には、その通知は、その者へ送達されたも

のとみなされる。

郵便宛先

第7条 庁に対して業務を行う者は、大臣へ、その者の郵便宛先を提示しなければならない。

出願に関する書面による通知

第8条(1) 出願に関して大臣又は長官へ提出される書面による通知は、出願人の名称及び、わかる場合は、出願番号を含むものでなければならない。

登録意匠に関する書面による通知

(2) 登録意匠に関して大臣又は長官へ提出される書面による通知は、登録所有者の名称及び登録番号を含むものでなければならない。

書類提示の仕様

第9条 大臣又は長官へ提出される書類は、以下の仕様のものでなければならない。

- (a) 明確かつ判読可能で、かつ、直接複製することができること、及び
- (b) 大臣又は長官によって、その目的のために認められると特定されている様式であること

英語又はフランス語によらない資料

第10条 大臣及び長官は、同人に提出された書類であつて、英語又はフランス語以外の言語を用いた書類の如何なる部分にも考慮する必要はないが、意匠法第4条(1)(b)に基づいて提出された意匠の表示又は第27条(1)(a)に言及されている書類の場合はこの限りでない。

異議申立の受領

第11条 意匠の登録前に、当該意匠に対して異議申立をすることを記載する又はその明らかな意思を伴う、大臣によって受領された通知は、受領されなければならないが、意匠法第8.3条に従うことを条件として、行われた措置については情報を提示しないものとする。

庁に対する代理

代理人の任命権限

第12条(1) 如何なる者も、庁に対する業務において自身に代行するための代理人を任命することができる。

代理人による行為の効力

(2) 代理人によって又は関連して、庁に対する業務についてなされる行為は、同代理人を任命した者によって又は関連してなされる行為の効力を有する。

庁に対する業務

(3) (4)に従うことを条件として、出願を遂行する目的のために庁に対して行われる業務において、

(a) 代理人が任命されている場合は、当該任命者の庁に対する業務は、同代理人によって代行されなければならない、又は

(b) 代理人を任命しなかった場合は、その者は、自身で業務を実施しなければならない。

例外

(4) 如何なる者も、出願を提出すること、手数料を納付すること、(5)に基づく通知を行うこと又は意匠法第13条に基づいて請求を行うこと若しくは証拠を提示するために、自身で実施し又は自身が権限を付与した者によって代行されることができる。

有効日

(5) 代理人の任命又は任命の取消は、大臣が当該任命又は取消の通知を受領した日から発効する。

郵便宛先

(6) 任命を行う場合、その通知は代理人の郵便宛先を含んでいなければならない。

登録簿

所定の情報及び陳述

第13条 意匠法第3条(1)の適用上、工業意匠の登録簿に含められなければならない所定の情報及び陳述は、以下のとおりである。

- (a) 登録日
- (b) 出願日
- (c) 意匠法第8.1条に基づいて提出された優先権主張の詳細
- (d) 登録番号
- (e) 登録日時点における意匠の登録所有者の名称及び住所
- (f) 第35条に基づいて記録された登録所有者の名称又は住所の変更の詳細
- (g) 登録意匠に関して意匠法第13条に基づいて登録された移転の詳細
- (h) 意匠法第8.3条(1)に基づいて定められた日付
- (i) 登録されている意匠に係る完成物品の名称
- (j) 登録日時点で出願に含まれている意匠の表示
- (k) 出願が第17条又は第18条に基づく陳述を含む場合、その陳述
- (1) 維持手数料の納付の詳細、及び
- (m) 意匠法第3.1条に基づいてなされた訂正の詳細

出願

意匠の表示についての要件

第14条 意匠法第4条(1)(b)の適用上での所定要件は、意匠の表示が以下のとおりでなければならない。

- (a) 完成物品の名称及び第17条又は第18条に基づく陳述を考慮して、意匠を完全に開示するのに十分であること
- (b) 以下の1又は複数の様式によるものであること
 - (i) 写真
 - (ii) 図式的複製物、又は
 - (iii) 大臣又は長官によって、その目的のために認められると特定されているその他の視覚的複製物

- (c) 意匠の特徴を明確かつ正確に識別することを可能とするのに十分な品質であること、及び
- (d) 意匠を単独で又は完成物品を単独で示す少なくとも1の写真又は複製物を含むこと

写真又は複製物の提示

第15条 出願に含まれる写真又は複製物は、大臣又は長官によって、その目的のために認められると特定されている仕様で、提示されなければならない。

名称及び郵便宛先

第16条 意匠法第4条(1)(c)の適用上、出願は、出願人の名称及び郵便宛先を含まなければならない。

形状、構成、模様及び装飾の特徴

第17条(1) (2)から(4)までに従うことを条件として、出願は、完成物品において、視覚に訴え、かつ、目によって単独で判断される、意匠の表示において示されている形状、構成、模様及び装飾の特徴のすべてに関連するものとみなされる。

例外—限定の陳述

(2) 出願が、完成物品において、視覚に訴え、かつ、目によって単独で判断される形状、構成、模様及び装飾の特徴のいくつかに限り、又は完成物品の一部に係るそれらの特徴の一部若しくはすべてに限り関連することを明確に示す陳述を含む場合は、同出願は、それらの特徴に限り関連するものとなる。

例外—点線又は破線で示される特徴

(3) 出願は、点線又は破線による意匠の表示において示される特徴に関連しないとみなされるが、出願がそうではないとの陳述を含む場合はこの限りでない。

例外—ぼかし又は着色

(4) 出願は、ぼかし又は着色によって意匠の表示において示されている特徴に関連していないとみなされるが、それは、ぼかし又は着色の目的が、その出願が当該特徴に関連していないこと示すためであることが明らかである場合に該当する。

任意の記載

第18条 出願は意匠の表示又は特徴を示す簡略な陳述を含むことができるが、その陳述は、製造若しくは構築の実利的な機能又は方法又は原理を記載してはならない。

ハーグ出願

第19条 出願日時点におけるハーグ出願の内容は、14(b)から(d)まで並びに第15条、第16条及び第18条に適合するとみなされる。

1出願1意匠

第20条(1) 出願は、単一の完成物品若しくは組物に適用される1の意匠又は単一の完成物品若しくはセットに適用される変形に限定されなければならない。

分割出願

(2) 出願人は、係属中の出願(「原出願」)の案件において、完成物品に適用される意匠が以下に該当する場合は、その完成物品に適用される意匠の登録分割出願を大臣に提出することができる。

(a) 分割出願ではない原出願に関して、その出願日時点において原出願に開示されていたこと、及び

(b) 分割出願である原出願に関して、

(i) 大臣が当該原出願を受領した日に、原出願において開示されていたこと、かつ、

(ii) 最先の原出願の出願日時点で、分割出願を生起する元となる一連の出願における最先の原出願に開示されていたこと

必要とされる陳述

(3) 出願は、大臣が同出願を受領した日付後3月内に大臣へ提出された出願又は別個の書類に、対応する原出願を確認できる旨の陳述が含まれる場合に限り、分割出願となる。

別個の出願

(4) 分割出願は、如何なる手数料の納付に関することも含めて、別個の出願である。

期間

(5) 分割出願は、原出願の出願日後2年以内、又は原出願自体が分割出願である場合は、分割出願を生起する元となる一連の出願における最先の原出願の出願日から2年以内に、提出されなければならない。

例外

(6) (5)は、以下の場合は、完成物品に適用される意匠の登録分割出願には適用されない。

(a) 原出願の案件において、大臣が出願人に対して、当該原出願が(1)を遵守していないことを理由として、登録に対する拒絶理由を記述した第22条(2)に基づく報告書を送付する場合

(b) 第22条(2)に基づく報告書の日付又はその後の時点において、原出願がもはや、完成物品に適用される意匠の登録のためにはならないものとなるように、出願人が原出願を補正する場合、及び

(c) 分割出願が、補正の日付後6月以内に提出される場合

出願日

ハーグ出願に対する非適用

第21条(1) 本条は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

必要な書類、情報及び陳述

(2) 意匠法第4条(3)の適用上規定されている書類、情報及び陳述は、以下である。

(a) 分割出願以外の出願に関して、

(i) 意匠登録を求める明示的又は黙示的な表示、

(ii) 出願人の身元の確定を可能にする情報

(iii) 大臣が出願人へ接触することを可能にする情報、及び

(iv) 意匠の表示、並びに

(b) 分割出願に関して、分割出願を生起する元となる一連の出願における最先の原出願について、(a)に基づいて大臣によって受領される書類、情報及び陳述

通知

(3) 分割出願以外の出願に関して、大臣は、通知により、(2)(a)に言及されている書類、情報及び陳述のすべてを含有していない出願の出願人に対して、書類、情報及び陳述が未完であり、出願人はそれらを通知の日付後2月以内に提出することを要件としていることを知らせなければならない。

未提出とみなされる出願

(4) 大臣が上記期間の終了前に書類、情報及び陳述を受領していない場合は、出願は、未提出とみなされる。しかしながら、出願人は、当該出願に関して納付した手数料の還付を受ける資格は与えられない。

審査

登録可能性

第22条(1) 大臣は、意匠が意匠法第7条に基づいて登録可能か否かについて判断するために、出願を審査しなければならない。

拒絶理由

(2) (3)に従うことを条件として、大臣は、意匠が登録可能ではないことを確信する合理的な根拠を有する場合、出願人に対して、登録に対する拒絶理由を記述し、かつ、報告書の日付後3月以内に拒絶理由に対して応答することを勧告する報告書を送付しなければならない。

ハーグ出願に対する拒絶理由

(3) ハーグ出願に関して、(2)に基づく最初の報告書は、ハーグ協定第12条(2)に言及されている拒絶通知書の様式で、大臣から国際事務局へ送付されなければならない。また、大臣は、当該報告書の写しを出願人へ直接に送付することは要件とされていない。

期間の延長

(4) (2)に言及されている応答のための期間は、その終了前に、出願人が大臣へ請求を提出することにより、6月間延長される。

延長に係る制限

(5) 特定の報告書について、(4)に基づく1の請求に限り、提出できる。

みなし放棄

(6) 出願人が、(2)に定められた期間内又は(4)に基づいて延長された期間内に、報告書に対して誠実に応答しない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

回復

(7) 放棄されたものとみなされた出願は、当該出願が放棄されたものとみなされた日付後6月以内に出願人が以下を行えば、回復される。

- (a) 回復の請求を大臣へ提出すること
- (b) 報告書に対して誠実に応答すること、及び
- (c) 附則の項目9に定められた手数料を納付すること

早期審査

第23条 大臣は、出願人による請求及び附則の項目10に定められた手数料の納付に応じて、通常の処理順序を外れて、出願の早期審査を行わなければならない。

遅延登録

第24条 ハーグ出願以外の出願に関して、出願人による請求及び附則の項目11に定められた手数料の納付に応じて、大臣は、その出願が技術的に実現可能な場合には、当該出願の出願日後30月内の日、又は優先権主張が当該出願に関してなされている場合には、その優先権主張の基礎となる先に正規に提出された出願の最先出願日後30月内の日まで、意匠を登録してはならない。

補正

出願の補正期限

第25条(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、出願は、意匠が登録される前に、補正することができる。

補正に係る制限

(2) 出願は、以下については、補正されてはならない。

(a) ハーグ出願以外の出願に関して、意匠法第13条に基づいて出願の移転を記録すること、又は意匠法第4条(2)に基づいて出願人を代替することを除き、出願人の身元を変更すること

(b) 意匠の表示を追加すること

(c) 補正が、出願日時点において又は分割出願の場合では大臣が分割出願を受領した日付時点において、出願の対象であった意匠とは実質的に異なる意匠についての出願を結果としてもたらすようになる場合、意匠の表示を変更すること

(d) 追加又は補正が、出願日時点において又は分割出願の場合では大臣が分割出願を受領した日付時点において、出願の対象であった意匠とは実質的に異なる意匠についての出願となることを結果として生じるようになる場合、第17条又は第18条に基づいて陳述を追加又は補正すること、又は

(e) 大臣が出願を受領した日付から3月を超える期間の経過後、その出願が分割出願であることの表示を追加すること

制限—公衆の利用に供された出願

(3) 出願が、登録される意匠に係る完成物品の名称を含んでいる場合、その出願は、出願を公衆の利用に供する意匠法第8.3条(1)に基づいて定められた日以降に、当該名称を実質的に異なる完成物品の名称に変更するように補正されてはならない。

優先権

ハーグ出願に対する非適用

第26条(1) 本条は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

要件

(2) 意匠法第8.1条(2)の適用上、優先権主張は以下のとおりでなければならない。

(a) 願書又は別個の書類でなされること

(b) 優先権主張の基礎となる先に正規に提出された各出願の出願日及び提出の国名又は庁名を表示すること

(c) 先に正規に提出された出願の最先出願日と、係属中の出願の対象である意匠の登録日と

の何れか早い方の日後6月以内になされること

訂正

(3) (4)及び(5)に従うことを条件として、意匠法第8.1条(2)に基づいて先に正規に提出された出願の提出日、提出国名若しくは提出庁名又は出願番号における誤記は、意匠が登録される前に、出願人によって訂正することができる。

例外

(4) 係属中の出願を公衆の利用に供する意匠法第8.3条(1)に基づいて定められた日の後で、意匠法第8.1条(2)に基づいて提出された提出国名又は提出庁名における誤記は訂正できるが、それは、出願が公衆の利用に供された日に、別の特定の提出国名又は提出庁名が出願人によって意図されていた出願に関して、大臣が所有する書類から、当該誤記が明白となった場合に限られる。

例外

(5) 意匠法第8.1条(2)に基づいて提出された提出日における誤記は、係属中の出願の提出日から6月を超える期間が経過しているときは、訂正されてはならない。

先に提出された出願の謄本

第27条(1) 出願人が、先に正規に提出された1又は複数の出願(カナダ国内又はカナダ向けに先に正規に提出された1又は複数の出願を除く)に基づいて、係属中の出願に関して優先権を主張する場合、大臣は、通知により、係属中の出願の出願人が当該通知後3月以内に、以下を行うことを請求することができる。

(a) 出願人の意思で、次の何れかを行うこと

(i) 提出先の庁によって正当なものとして証明された先に正規に提出された出願の謄本及びその提出日を示す庁からの証明書を、大臣へ提出すること、又は

(ii) 先に正規に提出された出願の謄本を、その目的のために認められると大臣又は長官によって特定されたデジタル図書館から大臣の利用に供するようにすること、かつ、そのように利用可能としたことを大臣へ知らせること、及び

(b) 先に正規に提出された出願が英語又はフランス語以外の言語による場合、当該先に正規に提出された出願の全体又は特定部分の英訳文又はフランス語訳文を大臣へ提出すること

正確でない翻訳文

(2) (1)に基づいて提出された翻訳文が正確でないと確信する正当な根拠を大臣が有する場合、大臣は、通知により、係属中の出願の案件において、出願人が当該通知の日付後3月以内に、以下を大臣へ提出することを請求することができる。

(a) 翻訳者の知る限りで、翻訳文が正当である旨を述べた当該翻訳者による陳述、又は

(b) 翻訳者の知る限りで、その新たな翻訳文が正当である旨を述べた当該翻訳者による陳述を伴う新たな翻訳文。

報告書に含まれる通知

(3) 大臣が第22条(2)に基づいて報告書を発する場合は、(1)又は(2)に基づく通知を、請求を当該報告書に含めることによって、提示することができる。

延長

(4) (1)又は(2)に基づく請求を遵守するための期間は、当該期間内に、出願人が延長請求を大臣へ提出した場合には、6月延長される。

延長に係る制限

(5) (4)に基づく1の請求に限り、(1)又は(2)に基づく請求に関して提出することができる。

請求の非遵守

(6) 係属中の出願の出願人が、(1)及び(2)に定められた期間又は(4)に基づいて延長された期間の終了前に、特定の先に正規に提出された出願に関して、(1)又は(2)に基づく請求を遵守していない場合、優先権主張は、当該期間の終了時点で、当該先に正規に提出された出願に関して取り下げられたものとみなされる。

優先権主張の取下

第28条 (1) 意匠法第8.1条(4)の適用上、優先権主張は、意匠が登録される前に、大臣へ請求を提出することにより、取り下げることができる。

発効日

(2) 優先権主張取下の発効日は、取下のための請求が大臣によって受領された日とする。

みなし措置一分割出願

第29条 大臣によって分割出願が受領された日以前に、原出願に関して以下の措置の1が行われた場合、同措置は、分割出願に関して同日に行われたものとみなされる。

- (a) 優先権主張がなされ、かつ、取り下げられていないこと
- (b) 意匠法第8.1条(2)に基づいて要求される情報が、優先権主張請求に関して、大臣へ提出されていること
- (c) 先に正規に提出された出願の謄本若しくは翻訳文、又はその提出日を示す証明書が、大臣へ提出されていること、又は
- (d) 先に正規に提出された出願の謄本が、その目的のために認められると大臣又は長官によって特定されたデジタル図書館から大臣の利用に供するようにされていること

国際登録の優先権の効力

第30条 意匠法第8条及び第8.1条並びに本規則の第26条から第29条まで及び第45条の適用上、国際登録出願は、ハーグ協定第9条に基づいて決定された出願日から、同盟国内又は同盟国向けの出願の正規な提出に相当する。

新規な意匠

意匠法第8.2条(1)(c)の非適用

第31条 特定の出願に関して、意匠法第8.2条(1)(c)は、意匠法第8.2条(1)(a)(i)又は(ii)に言及されている者によってカナダ国内で提出された別の出願に開示されている意匠に関しては適用されないが、それは、当該特定の出願の出願日が他の出願の出願日後12月以内である場合に限られる。

公衆の利用に供された出願及び書類

所定の日付

第32条(1)(2)に従うことを条件として、意匠法第8.3条(1)の適用上、所定の日付は、以下のとおりである。

(a) ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願以外の出願に関して、並びに当該出願及び意匠登録について大臣が所有するすべての書類に関して、次の何れか早い方の日付

(i) 意匠の登録日、及び

(ii) 当該出願の出願日若しくは当該登録をもたらした出願の出願日から30月後の日、又は優先権主張が当該出願若しくは当該登録をもたらした出願に関してなされている場合は、優先権主張の基礎となる先に正規に提出された出願の最先出願日、又は

(b) ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願に関して、並びに当該出願及び意匠登録について大臣が所有するすべての書類に関して、国際事務局による国際登録の公告日

例外

(2) 書類が2以上の出願又は登録に関連する場合、意匠法第8.3条(1)の適用上、当該書類の所定の日付は、その書類に言及されている出願又は登録について、意匠法第8.3条(1)に基づいて定められた最先の日付とする。

優先権主張の取下

(3) (1)の適用上、特定の先に正規に提出された出願に関する優先権主張は、その主張が(1)(a)(ii)に言及されている日付より2月を超える前に取り下げられた場合には、その取下を斟酌することなく、なされなかったものとみなされる。

取り下げられた出願に関する所定の日付

(4) 意匠法第8.3条(5)の適用上、所定の日付は、登録日及び(1)(a)(ii)に言及されている日の2月前である日の何れか早い方の日付とする。

排他権の維持

所定の期間

第33条(1) 意匠法第10条(2)の適用上、所定の期間は、意匠の登録日の5年後から始まり、登録日後10年の終了時及び出願の提出後15年の終了時の何れか遅い方の日で終了する。

納付期限

(2) (3)に従うことを条件として、附則の項目2に定められている意匠登録による排他権の維持に係る手数料は、意匠の登録日後5年以内に納付しなければならない。

例外

(3) 附則の項目2に定められている意匠の登録による排他権の維持に係る手数料は、当該5年の期間の終了後6月内に納付することができるが、それは、所有者がその6月内に長官へ請求を行い、かつ、附則の項目3に定められている維持手数料及び遅延料の両方を納付する場合に限られる。

名称又は住所の移転及び変更

移転を記録又は登録するための請求

第34条 意匠法第13条(2)又は(3)に基づく移転を記録又は登録するための請求は、被移転者の名称及び郵便宛先並びに附則の項目4に定められている手数料を含まなければならない。

名称又は住所の変更

第35条 登録所有者が自身の名称又は住所を変更する場合には、大臣は、当該登録所有者の請求に応じて変更を登録しなければならない。

期間延長

所定の日

第36条 以下の日は、意匠法第21条(1)の適用上、規定されている。

- (a) 土曜日
- (b) 日曜日
- (c) 1月1日又は1月1日が土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日
- (d) 聖金曜日
- (e) 復活祭の翌日の月曜日
- (f) 5月25日の前の月曜日
- (g) 6月24日又は6月24日が土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日
- (h) 7月1日又は7月1日が土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日
- (i) 8月の第1月曜日
- (j) 9月の第1月曜日
- (j. 1) 9月30日又は9月30日が土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日
- (k) 10月の第2月曜日
- (l) 11月11日又は11月11日が土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日
- (m) 12月25日及び26日、12月25日が
 - (i) 金曜日の場合は、当該金曜日及び後続する月曜日、又は
 - (ii) 土曜日又は日曜日の場合は、後続する月曜日及び火曜日、及び
- (n) 庁が、通常の業務時間中に全日又は一部分につき、公衆に対して閉庁している日

手数料

役務についての手数料

第37条 附則の項目の欄1に記載された目的のために規定されている手数料は、当該項目の欄2に定められている手数料である。

超過手数料の返還

第38条(1)(2)に従うことを条件として、大臣又は長官は、規定の手数料を超過して納付された納付額を返還しなければならない。

例外

(2) 返還は、返還のための請求を、手数料が納付された日後3年以内に受領しない限り、行ってはならない。

手数料の免除

第39条 大臣は、手数料の納付を免除する権限が付与されるが、それは、状況が免除を正当化すると、大臣が認める場合に限られる。

第2部 ハーグ協定の履行

登録簿

意匠法第3条の非適用

第40条 (1) 意匠法第3条は、ハーグ登録には適用されない。

証拠

(2) 国際登録簿及び国際登録におけるファイル内の細目はそれらの内容の証拠であり、また、国際登録簿内の記録物又は国際登録のファイル内の細目の謄本は、その謄本が国際事務局によって認証されているものであれば、当該記録物又は細目の詳細の証拠となる。

許容性

(3) 国際事務局によって認証されているとみられる謄本は、如何なる裁判所においても証拠として許容される。

ハーグ出願

出願

第41条 (1) 出願は、カナダを指定する国際登録の対象である各々の意匠に関して、意匠法第4条(1)に基づいて提出されているとみなされる。

内容

(2) ハーグ出願の提出日時点において、

(a) 意匠法第4条(1)(a)の適用上、意匠を構成する物品として又は意匠が使用される物品に関して、対応する国際出願に表示されている物品の名称は、意匠が登録されるものに係る完成物品の名称であるとみなされる、かつ、

(b) ハーグ出願は、意匠に関して、対応する国際登録におけるものと同一の意匠表示並びに同一の情報及び陳述を含有するものとみなされる。

非適用の手数料

(3) 所定手数料の納付に関する意匠法第4条(1)における要件は、ハーグ出願に関しては適用されない。

出願人

(4) 対応する国際登録の所有者は、ハーグ出願に関する出願人とみなされる。

意匠法第4条(2)の非適用

(5) 意匠法第4条(2)は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

ハーグ出願のみなし取下

(6) ハーグ出願は、以下の場合は、取り下げられたものとみなされる。

(a) 対応する国際出願が、取り消される場合

(b) 国際事務局が、カナダに関して、対応する国際登録の放棄を国際登録簿に記録する場合又は

(c) 国際事務局が、カナダに関して、ハーグ出願の対象である意匠以外の1又は複数の意匠への対応する国際登録の制限について、国際登録簿へ記録する場合

発効日

(7) (6)に基づくハーグ出願の取下は、取消日又は国際登録簿における放棄若しくは制限の記録日に発効するとみなされる。

出願日

意匠法第4条(3)の非適用

第42条(1) 意匠法第4条(3)は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

出願日

(2) ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願の出願日は、ハーグ協定第10条(2)に基づいて判断された対応する国際登録の日付とする。

拒絶

拒絶の通知

第43条 大臣は、国際事務局による国際登録の公告日後12月以内に、ハーグ協定第12条(2)にいう拒絶の通知を、最初に国際事務局へ送付せずに、意匠法第6条(1)に基づいてハーグ出願を拒絶してはならない。

ハーグ登録

意匠法第6条(2)の非適用

第44条(1) 意匠法第6条(2)は、ハーグ出願には適用されない。

保護の付与に係る陳述

(2) ハーグ出願の対象である意匠が登録不可能であることを大臣が認めない場合には、大臣は、意匠に関する保護付与の陳述を国際事務局へ送付しなければならない。

意匠の登録

(3) ハーグ出願の対象である意匠は、以下の場合は、意匠法第6条(2)に基づいて、大臣によって登録されたとみなされる。

(a) 大臣が、意匠に関して、保護の付与に係る陳述を国際事務局へ送付する場合、又は

(b) 大臣が、国際事務局による国際登録の公告日の12月後である日以前に、ハーグ協定第12条(2)に言及されている拒絶の通知を、国際事務局へ送付していない場合

登録日

(4) ハーグ登録の対象である意匠の登録日は、以下のうち、何れか早い方の日付である。

(a) 大臣が、意匠に関して、保護の付与に係る陳述を国際事務局へ送付している場合は、当該陳述の日付、及び

(b) 大臣が、国際事務局による国際登録の公告日の12月後である日以前に、ハーグ協定第12条(2)にいう拒絶の通知を、国際事務局へ送付していない場合は、当該期間の終了後の最初の日

登録所有者

(5) 国際登録の所有者は、対応するハーグ登録の登録所有者であるとみなされる。

ハーグ登録のみなし取消

(6) ハーグ登録は、国際事務局が国際登録簿に以下を記録する場合には、取り消されたものとみなされる。

(a) カナダに関して、対応する国際登録の放棄、又は

(b) カナダに関して、ハーグ登録の対象である意匠以外の1又は複数の意匠への対応する国際登録の制限

発効日

(7) (6)に基づくハーグ登録の取消は、国際登録簿における放棄又は制限の記録日に発効するとみなされる。

優先権

意匠法第8.1条(1)から(3)までの非適用

第45条(1) 意匠法第8.1条(1)から(3)までは、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

優先権主張

(2) 意匠法第8条(1)(c)の適用上、出願人は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願に関して、優先権主張を大臣へ提示してはならない。

みなし優先権主張

(3) 意匠法第8条(1)(c)の適用上、出願人は、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願に関して、対応する国際登録が以下を含有する場合には、先に正規に提出された出願に基づいて、優先権主張をなしたものとみなされる。

(a) ハーグ出願の対象である意匠に関して、先に正規に提出された出願の優先権を主張する宣言、及び

(b) 先に正規に提出された出願の提出日及び提出の国名又は庁名についての表示

公衆の利用に供された出願及び書類

ハーグ協定第10条(5)

第46条(1) 意匠法第8.3条(1)に拘らず、大臣は、ハーグ協定第10条(5)に従う場合を除き、同条に基づいて国際事務局によって大臣に送付された国際登録又は陳述、書類若しくは見本の謄本を公衆の利用に供してはならない。

意匠法第8.3条(3)から(6)までの非適用

(2) 意匠法第8.3条(3)から(6)までは、ハーグ出願又はハーグ出願から生じる分割出願には適用されない。

排他権の存続

意匠法第10条の非適用

第47条 (1) 意匠法第10条は、ハーグ登録には適用されない。

期間

- (2) ハーグ登録の対象である意匠に関連する排他権の存続について限定された期間は、
- (a) 意匠の登録日に始まり、かつ、
 - (b) 次の何れか早い方の日付で終了する。
 - (i) 意匠の登録日後10年の終了時及び対応するハーグ出願の出願日後15年の終了時のうち、何れか遅い方の日付、及び
 - (ii) カナダに関して、当該意匠に係る国際登録の満了日

移転

意匠法第13条(2)から(6)までの非適用

第48条 意匠法第13条(2)から(6)までは、ハーグ出願又はハーグ登録には適用されない。

証明

第49条 大臣は、請求を受け、以下の場合は、国際登録の被移転者が所有者の肩書を承継する者であるとみなされることの証明を当該被移転者へ提供しなければならない。

- (a) 所有者が、カナダ国民又はカナダ国内に居所、常居所若しくは実在し有効な工業的又は商業的な施設を有する場合、及び
- (b) 被移転者が、大臣へ以下を提出する場合
 - (i) 大臣に対して、被移転者が所有者の肩書を承継する者であるとみなされることを示すに十分な証拠、及び
 - (ii) 被移転者が、所有権の変更を記録するための請求において所有者又はその代理人の署名を得ることに尽力し、かつ、その被移転者による尽力が成功しなかった旨を述べた陳述

不服申立又は無効

意匠法第22条から第24条までの非適用

第50条 (1) 意匠法第22条から第24条までは、ハーグ登録には適用されない。

連邦裁判所への不服申立

(2) 不服申立は、意匠法第6条(1)に基づく大臣によるハーグ出願の拒絶に基づき、拒絶の通知が大臣によって送付された日後2月以内に、連邦裁判所に対してなされる。

取り消される拒絶

(3) 不服申立において下される最終判決において大臣による拒絶が取り消される場合には、大臣は、意匠に関する保護の付与に係る陳述を国際事務局へ送付しなければならない。

管轄権

(4) 連邦裁判所は、大臣又は利害関係のある者による申請を受け、意匠が登録日時点において登録性を有していないものであったことを根拠として、ハーグ登録を無効にする命令を発

する排他的管轄権を有する。

国際事務局への通知

(5) (4)に基づく手続において下される最終判決においてハーグ登録が無効とされる場合、大臣は、当該無効について、国際事務局へ通知しなければならない。

認証謄本

(6) 連邦裁判所登記所の書記官は、カナダ最高裁判所、連邦控訴裁判所又はハーグ登録に関する連邦裁判所のあらゆる判決又は命令の認証謄本を、大臣へ送付しなければならない。

訂正

訂正拒絶の通知

第51条 (1) 国際事務局が、カナダを指定する国際登録に係る誤記を訂正するために国際登録簿を修正し、かつ、大臣が当該訂正の効力を認めることができないとみなす場合には、大臣は、その旨を、当該訂正が国際事務局によって国際意匠公報へ公告された日後12月以内に国際事務局へ送付された訂正の効力に係る拒絶の通知において宣言しなければならない。

応答の機会

(2) 所有者は、拒絶通知に定められた期間内に、当該通知に対して応答することができる。

拒絶の取下通知

(3) 大臣が、(2)に基づいて提出された応答を検討した後、訂正の効力を認めることができるとみなす場合には、大臣は、訂正の効力についての拒絶を取り下げる通知を国際事務局へ送付しなければならない。

補正—ハーグ出願又はハーグ登録

(4) 国際事務局が、カナダを指定する国際登録に係る誤記を訂正するために国際登録簿を修正し、かつ、(7)に示されている状況の1が該当する場合には、当該訂正はカナダ国内で有効であり、かつ、対応するハーグ出願又はハーグ登録は、その訂正に準じて補正されているとみなされる。

有効日

(5) 第25条(2)(c)及び(d)の適用上、(4)に基づく訂正は、対応するハーグ出願の提出日に有効とみなされる。

有効とならない訂正

(6) 国際事務局が、ハーグ出願又はハーグ登録に対応するカナダを指定する国際登録に係る誤記を訂正するために国際登録簿を修正し、かつ、(7)に示されている状況の何れもが該当しない場合には、その訂正はカナダ国内で有効とならないものとなる。

状況

(7) (4)及び(6)の適用上、状況とは、以下のとおりである。

(a) 大臣が、カナダを指定する国際登録に係る誤記の訂正が国際事務局によって国際意匠公報へ公告された日から12月後の日以前に、(1)に基づく拒絶の通知を国際事務局へ送付しないこと、及び

(b) 大臣が、(3)に基づく訂正の効力についての拒絶の取り下げに係る通知を国際事務局へ送付すること。

期間の延長

意匠法第21条の非適用

第52条 共通規則の規則4(4)は本規則の第43条、第44条及び第51条にいう期間に適用され、意匠法第21条はその期間には適用されない。

経過規定

旧規則の定義

第53条 (1) 本条において、旧規則とは、本規則が発効する日の直前まで有効とされている意匠規則を意味する。

出願日

(2) 本規則が発効する日の直前まで有効とされている意匠法に基づいて判断される出願の出願日が、本規則が発効する日前である出願に関して、又はそのような出願に基づいて登録される意匠に関連して、

(a) 旧規則の第8条(2)並びに第9条(1)、第9条(2)(a)から(d)まで及び第9.1条から第13条まで並びに第16条から第20条までの要件は、本規則の第10条、第11条、第14条から第21条まで及び第24条から第32条までの要件に置き換えられ、

(b) 本規則が発効する日の直前まで有効とされている意匠法第10条(2)の適用上、所定の期間は、意匠登録の日の5年後から始まり、意匠登録日後10年で終了する、及び

(c) 本規則の第22条(1)は、当該出願には適用されず、かつ、大臣は、意匠が、本規則が発効する日の直前まで有効とされている意匠法に基づく登録の要件に適合するか否かを判断するために、当該出願を審査しなければならない。

廃止

第54条 意匠規則(SOR/99-460)は、廃止される。

発効 S. C. 2014, c. 39

第55条 本規則は、経済行動計画2014年法(the Economic Action Plan 2014 Act)、第2号の第102条が発効する日に発効する。

[注記。本規則は、2018年11月5日に発効、SI/2018-45参照。]

附則

(第22条(7)(c), 第23条及び第24条, 第33条(2)及び(3))並びに第34条及び第37条)

手数料表

欄1		欄2
項目	内容	手数料(\$)
1.	出願の審査	
	(a) 基本手数料	400.00
	(b) 10頁を超える図面, 各頁当たりの追加手数料	10.00
2.	第33条(2)又は(3)に基づく意匠登録により与えられた排他的権利の維持	350.00
3.	第33条(3)に基づく意匠登録により与えられた排他的権利の維持のための遅延料	50.00
4.	意匠法第13条に基づく移転の記録又は登録, 移転に関連する各意匠出願又は各意匠登録当たり	100.00
5.	書類の紙面謄本の提供, 各頁当たり	
	(a) 役務の利用者が庁の機器を使用して謄本を作成する場合	0.50
	(b) 庁が謄本を作成する場合	1.00
6.	書類の電子的謄本の提供	
	(a) 各請求当たり	10.00
	(b) 請求に係わる各意匠出願又は各意匠登録当たり	10.00
	(c) 物理的媒体での謄本が請求される場合は, 最初のものに追加して請求される各物的媒体当たり	10.00
7.	書類の紙面様式の認証謄本であって, 連邦裁判所規則第318条又は第350条に基づいて作成される認証謄本以外のものの提供	
	(a) 各認証当たり	35.00
	(b) 各頁当たり	1.00
8.	書類の電子的様式の認証謄本であって, 連邦裁判所規則第318条又は第350条に基づき作成の認証謄本以外のものの提供	
	(a) 各認証当たり	35.00
	(b) 請求に係わる各意匠出願又は各意匠登録当たり	10.00
9.	放棄された出願の回復(旧10)	200.00
10.	意匠登録出願の早期審査請求の処理(旧12)	500.00
11.	登録の遅延(旧9)	100.00